

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 62 年 3 月までの期間及び平成 8 年 9 月から 9 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月から 62 年 3 月まで
② 平成 8 年 9 月から 9 年 3 月まで

申立期間①については、私が 20 歳の頃に、父が A 市町村役場で私の国民年金の加入手続を行い、納税組合で保険料を毎月納付していたはずなので、調査してほしい。

また、申立期間②については、妻には当該期間の国民年金保険料の納付記録があり、私の分も一緒に納付していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「私が 20 歳の頃に、父が A 市町村役場で私の国民年金の加入手続を行い、納税組合で保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 9 月 20 日に B 市町村において払い出された記号番号以外には確認できず、申立人の国民年金の加入記録は、i) 学生が任意加入から強制加入とされた 3 年 4 月 1 日に資格を取得し、4 年 5 月 26 日に資格を喪失した記録、ii) 6 年 6 月 1 日に資格を取得し、同年 11 月 16 日に資格を喪失した記録以外には無いことから、申立人は申立期間①において国民年金に加入していないため、申立人の父親が、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人の父親は、申立期間①当時、地区の納税組合の組合長であったところ、「納税組合では、A 市町村役場が作成した納付書に基づき、国民年金保険料の集金を行っていた。」と述べていることを踏まえると、

国民年金に加入していない者から保険料を集金することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする父親は、「市町村役場から通知が届いて加入手続を行った。申立人の弟についても同様に加入手続を行い、二人分の保険料を納税組合で納付していた。」と述べているものの、オンライン記録によると、申立人の弟についても、20歳到達時点（昭和63年*月*日）での国民年金の加入記録は無く、学生が強制加入被保険者とされた平成3年4月1日に、A市町村において資格を取得（資格喪失は、5年6月1日。同年3月までの納付記録は、全て申請免除の承認期間となっている。）した記録以外には無く、申立人の父親の主張とは相違している上、父親から聴取しても、「加入手続時に受け取った年金手帳や納付した保険料額等については、昔のことでよく覚えていない。」と述べているなど、父親の記憶は曖昧であると言わざるを得ない。

加えて、戸籍の附票から、申立人は、昭和62年4月に住民登録をA市町村からB市町村に異動したことが確認できるところ、A市町村では、「国民年金の被保険者が転出する場合、国民年金保険料の納付記録の証明書を交付し、転入先の市町村で保険料の納付書発行事務に支障が無いようにしていたので、当市町村で国民年金の被保険者でありながら、転入先で国民年金の被保険者記録が無くなることは考え難い。」と回答している。

このほか、申立人の父親が、申立人に係る申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「妻の国民年金の記録では、当該期間の保険料が納付済みとされており、私の保険料も一緒に納付していたと思う。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及びB市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②において国民年金に加入していないため、申立人の当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、「申立期間②の妻の国民年金保険料については、納付済みの記録となっている。」と述べているところ、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間②を含む平成8年2月から9年3月までの期間について国民年金第3号被保険者と記録されているところ、国民年金第3号被保険者は、制度上、その配偶者が厚生年金保険又は共済組合の被保険者である場合に届出によりその資格を取得し、保険料については、被保険者が自ら納付するのではなく、その配偶者が加入する年金制度が納付（拠出）することとされており、申立人又はその妻が自ら保険料を納付す

る制度とはなっていない。

さらに、申立人は、申立期間②の直前の平成6年11月16日から8年9月1日までの期間において、C事業所に勤務し共済組合に加入していたことが確認できることから、申立人は、当該共済組合の資格を喪失した時点（8年9月1日）で、国民年金第1号被保険者としての資格取得手続きを行い、申立人の妻も、同日付けで、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更届出を行わなければならなかったところ、前述のとおり、申立人については国民年金に加入した記録が無く、申立人の妻については国民年金第3号被保険者のままとされており、これらの届出が行われていないことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

A株式会社B事業所には、昭和 49 年 3 月 31 日まで勤務したはずであるが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 3 月 30 日となっており、退職月の 1 か月が未加入期間となっている。退職月の月末の 30 日及び 31 日が土曜日と日曜日で営業日ではなかったものの、未加入期間が生ずるような事務処理には納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人のA株式会社B事業所における離職日は、昭和 49 年 3 月 29 日となっていることが確認できる上、A株式会社では、「退職日が月末で、かつ、月末が休日（勤務を要しない日）の場合の離職日及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日の取扱いについては、当時の資料が無く確認できないが、当社が保管する退職者索引簿では、申立人の退職日は 49 年 3 月 29 日と記録されている。」と回答している。

また、A株式会社B事業所は、C企業年金基金に加入していたところ、申立人の同企業年金基金の資格喪失日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同日の昭和 49 年 3 月 30 日となっていることが確認できる。

さらに、A株式会社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日の昭和 49 年 3 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が 6 人確認できるところ、雇用保険の記録によると、これらの 6 人の離職日は全て同年 3 月 29 日となっていることを踏まえると、同社では、申立人を含む 7 人について、離職日を同日とし、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を、その翌日の同年 3 月 30 日とする届出を行ったことがうかがえる。

加えて、A株式会社では、「厚生年金保険料の控除は翌月控除であったので、月末に退職し、翌月の1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する場合は、退職月の給与から、前月及び当月の2か月分の厚生年金保険料を控除していた。しかし、退職日が3月29日の場合には、前月分の保険料のみを控除し、当月分の保険料は控除していなかった。なお、当時の賃金台帳等の資料については保管されていない。」と回答しているところ、前述の6人のうちの一人が所持する昭和49年3月の給与明細書によると、厚生年金保険料は1か月分しか控除されておらず、同年3月分の保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。